第七条第一項中「された改正前地共済法」の下に「、改正前地共済施行法」を加え、同項の表改正前地共済法附則第二十八条の四第二項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 改正前地共済法附則第二十八条の四第二項 | 前項の規定の適用を受ける者に対する附則第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるときはその者は組合員期間が二十年以上であるものとみなし、その者に係る退職共済年金 | 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項に規定する警察職員に係る旧職域加算退職給付 |
| | その者に係る遺族共済年金 | 平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項に規定する警察職員に係る旧職域加算遺族給付 |

第七条第一項の表改正前地共済法附則第二十八条の七第一項、第二項及び第六項第二号、第二十八条の九（見出しを含む。）並びに第二十八条の十の見出し及び同条第二号の項中「、第二十八条の九（見出しを含む。）並びに第二十八条の十の見出し及び同条第二号」を削り、同表改正前地共済法附則第二十八条の十二の五の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 改正前地共済施行法第二条第一項第一号 | 地方公務員等共済組合法をいう | 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう |
| 改正前地共済施行法第七条第二項 | 退職共済年金 | 旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下この項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。第八十三条第三項において同じ。） |
| | 遺族共済年金 | 旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。） |
| 改正前地共済施行法第八条第四項 | 前三項 | 平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前三項 |
| | 遺族共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |

第七条第一項の表改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第一号の項中「。以下「平成二十七年経過措置政令」という。」を削り、同表中

| | | |
|---|---|---|
| 改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五条第一項 | 規定中「千分の五・四八一」とあるのは同表の第二欄に掲げる割合に、 | |
| 改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第三号 | 第二条の規定による改正後 | 平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前二項 |
| 改正前昭和六十年地共済改正法附則第十四条の見出し | 退職共済年金 | 旧職域加算退職給付 |
| | 遺族共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |

| | | |
|---|---|---|
| 改正前地共済施行法第九条第三項 | 前二項 | 平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前二項 |
| | 退職共済年金又は遺族共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |
| 改正前地共済施行法第十条第四項 | 前三項 | 平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前三項 |
| | 退職共済年金又は遺族共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |
| 改正前地共済施行法第十条第五項 | 者で第二項 | 者で平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第二項 |
| | 退職共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |
| 改正前地共済施行法第四十八条の見出し | 退職共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |
| 改正前地共済施行法第四十八条第三項 | 前二項 | 平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前二項 |
| | 遺族共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |
| 改正前地共済施行法第五十五条の見出し | 退職共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |
| 改正前地共済施行法第五十五条第三項 | 前二項 | 平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前二項 |
| | 遺族共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |
| 改正前地共済施行法第六十二条の見出し | 退職共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |
| 改正前地共済施行法第六十二条第三項 | 前二項 | 平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前二項 |
| | 遺族共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |
| 改正前地共済施行法第八十三条第三項 | 退職共済年金 | 旧職域加算退職給付 |
| | 遺族共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |